

運 営 法 人 代 表 者 様
指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 管 理 者 様
地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 施 設 長 様
介 護 保 険 施 設 施 設 長 様
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 代 表 者 様
指 定 市 町 村 事 務 受 託 法 人 代 表 者 様

健康福祉局介護保険課長

平成30年4月1日以降の要介護認定制度等について

平素より、横浜市の介護保険制度の実施にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成29年12月20日付厚生労働省事務連絡「平成30年4月1日以降の要介護認定制度等について」を踏まえ、横浜市では平成30年4月以降、下記のとおりとさせていただきます。

引き続き、要介護認定へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

1 横浜市の対応

(1) 認定審査会の簡素化について

簡素化については、引き続き検討します。

(2) 更新申請の認定有効期間の延長について

平成30年4月1日以降の申請分から上限を36か月とします。

2 資料

(1) 平成30年4月1日以降の要介護認定制度等について（平成29年12月20日厚生労働省事務連絡）

(2) 平成30年3月6日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（抜粋）

（連絡先）横浜市健康福祉局介護保険課

要介護認定担当

TEL 045-671-4256

FAX 045-681-7789

E-mail kf-kaigonintei@city.yokohama.jp

事務連絡
平成 29 年 12 月 20 日

都道府県・指定都市 要介護認定担当課 御中

老健局老人保健課長

平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等については、下記の予定としておりますので、管内市町村等に周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 認定審査会の簡素化について

「介護認定審査会の運営について（平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 6 号老健局長通知）」を改正し、以下の(1)から(6)の全ての要件に合致する認定申請について、認定審査会を簡素化して実施することを可能とします。

- (1) 審査対象者が、介護保険法第 7 条第 3 項第 1 号又は同条第 4 項第 1 号に定める者（1 号被保険者）であること
- (2) 要介護（要支援を含む。以下同じ）更新申請であること
- (3) 認定調査及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定（以下、「コンピュータ判定」という。以下同じ。）における要介護度が、現在の要介護度と一致していること
- (4) 前回の審査結果の認定有効期間が 12 か月以上であること
- (5) コンピュータ判定における要介護度が「要支援 2」又は「要介護 1」である場合は、状態の安定性判定ロジックの判定結果が「安定」であること
- (6) コンピュータ判定における要介護認定等基準時間が、次のいずれにも含まれないこと

- ・ 22 分以上 25 分未満
- ・ 29 分以上 32 分未満
- ・ 47 分以上 50 分未満
- ・ 67 分以上 70 分未満
- ・ 87 分以上 90 分未満
- ・ 107 分以上 110 分未満

認定申請がこれらの要件に合致するかどうかについては、認定ソフト上で容易に判別できるよう、ソフトウェア改修を行います。

なお、保険者の判断により、上記に加えてより詳細な要件を設定することも差し支えありません。

(例：コンピュータ判定結果が要支援 2/要介護 1 の者については状態の安定性に関わらず簡素化しないこととする 等)

認定審査会簡素化の具体的な方式については、介護保険法第 27 条第 4 項等に定める基本原則を踏まえつつ、各保険者において決定して頂くこととなります。(例：要件を満たす認定申請について、コンピュータ判定の結果を審査判定結果とみなすことにつき、認定審査会の包括同意を得る 等)

また、認定審査会簡素化実施の有無に関わらず、認定結果通知を受けた者は、要介護状態区分の変更の申請や、不服申立てによる介護保険審査会への審査請求を従前通り実施することが可能ですので、適切な情報提供を実施して頂けるよう、管内市町村等に周知方よろしくお願いいたします。

2. 認定有効期間の延長について

要介護更新認定の有効期間の上限について、現行の 24 か月から 36 か月に延長します。平成 30 年 4 月 1 日以降に申請のあった更新認定申請が対象となります。

3. 要介護認定等データの提出義務化について

現在、任意でご提出いただいている要介護認定等データについて、改正後の介護保険法 118 条の 2 の規定に基づき、提出を義務化します。

また、現在は認定ソフト 2009 からインターネット経由で提供いただいておりますが、経路を変更し、各都道府県の国民健康保険団体連合会経由で提出いただきます。

平成 30 年 4 月 1 日以降に審査を行った要介護認定が対象となります。提出経路変更に伴うデータ授受方法の詳細については、平成 30 年 2 月上旬にご連絡する予定です。

4. 認定ソフトの改修について

認定ソフト 2009 について、上記の認定審査会簡素化、有効期間の延長、提出経路の変更に伴う改修を行います。提出経路の変更対応以外の認定審査会簡素化、有効期間の延長に対応した新たな認定ソフトの配布時期は 3 月下旬を予定しております。

また、別途配布します手順書にて、4 月 1 日以降、Windows10 搭載のパソコンによる利用が可能となります。

提出経路の変更に対応した認定ソフトの配布時期は、6 月下旬を予定しております。平成 30 年 4 月 1 日以降に審査を行った要介護認定データは、8 月以降に各都道府県の国民健康保険団体連合会経由で提出いただくこととなります。

5. 認定調査員・認定審査会委員テキストの改訂について

平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度の改正を踏まえ、認定調査員・認定審査会委員テキストを改訂いたします。

改定時期は年度末となりますが、テキストとは別に、テキストの主要な改訂箇所を整理した資料を認定適正化ホームページに掲載予定ですので、年度当初に実施する各種研修等にご活用ください。

6. マイナンバーシステム本格稼働に伴う要介護認定申請様式について

マイナンバーシステムの本格稼働により、他保険者からの転入・転出者の新規認定申請に省略可能になったことに伴い、「要介護認定の実施について（平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 5 号老健局長通知）」の別添 1-1 の要介護（新規・更新）認定申請書に、転入前の認定情報が存在する場合の記入欄を追加する改正を行います。

7. その他

末期がん等の方への要介護認定については、これまでも「末期がん等の方への要介護認定等における留意事項について（平成 22 年 4 月 30 日老健局老人保健課事務連絡）」等に基づき実施して頂いているところですが、引き続き、末期がん等の方への適切な要介護認定の実施及び介護サービスの提供がなされるよう、管内市町村等に周知方よろしくお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省老健局老人保健課

介護認定係 有川, 塩田

03-5253-1111 (内線 3945)

以上

要介護認定に係る認定審査会の簡素化について

簡素化対象要件

以下の6要件のすべてに合致する者について、認定審査会の簡素化を可能とする。

- 【条件①】 第1号被保険者である
- 【条件②】 更新申請である
- 【条件③】 コンピュータ判定結果の要介護度が、前回認定結果の要介護度と一致している
- 【条件④】 前回認定の有効期間が12か月以上である
- 【条件⑤】 コンピュータ判定結果が要介護1または要支援2の者の場合は、今回の状態安定性判定ロジックで「安定」と判定されている
- 【条件⑥】 コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで3分以内（重度化キワ3分以内）」ではない

要介護認定に係る認定審査会の簡素化について

簡素化についての考え方

- 簡素化の具体的な方法については、保険者において決定するが、少なくとも審査会の開催自体は実施することが適当。
- ①～⑥の条件に合致する者であっても、各保険者の判断により審査会を簡素化せずに実施することは妨げられない。
また、保険者により①～⑥に加えて新たな要件を設けることも差し支えない。
（例：コンピュータ判定結果が要支援2/要介護1の者については、状態の安定性に関わらず簡素化しないこととする 等）
- 認定審査会を簡素化して実施した場合も、介護保険法第27条第4項等に定める審査会への審査判定の求め及び同条第5項に定める審査会による審査判定を実施した扱いとなる。

4. 審査判定手順

STEP3 介護認定審査会として付する意見

■ 2. 認定の有効期間（改訂前テキスト 30 頁）

図表 7-1 の更新申請の有効期間の上限を従来の 24 か月から 36 か月に変更しました。
また、全市町村の総合事業実施に伴い、図表 7-2 を削除しました。

図表 7 有効期間の原則

申請区分等	原則の 認定有効期間	設定可能な 認定有効期間の範囲	
新規申請	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	
区分変更申請	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	
更新申請	前回要支援→今回要支援	12ヶ月	3ヶ月～ <u>36ヶ月</u>
	前回要支援→今回要介護	12ヶ月※	3ヶ月～ <u>36ヶ月</u> ※
	前回要介護→今回要支援	12ヶ月	3ヶ月～ <u>36ヶ月</u>
	前回要介護→今回要介護	12ヶ月※	3ヶ月～ <u>36ヶ月</u> ※

※ 状態不安定による要介護1の場合は、6ヶ月以下の期間に設定することが適当です。